

市原市は
未来の保育士さんを応援しています！！



保育士養成修学資金貸付制度

指定保育士養成施設に在学する方に対し、無利子で修学資金の貸付を行う制度です。
卒業後5年間、市原市内の保育所等で勤務すると、全額返還免除されます。
市原市外にお住まいの方もご利用いただけます！

貸付対象者

- ①指定保育士養成施設において修学する方
- ②指定保育士養成施設を卒業後、
市内保育所や幼稚園等において、
5年以上保育士として勤務する意思のある方

貸付金額

最大**144万円**(月額3万円)

県の貸付制度と併用できます！

貸付期間

在学する指定保育士養成施設の正規の就学期間
(例:4年制大学の場合、4年間)

返還免除

指定保育士養成施設を卒業後、
1年以内に市内の保育所や幼稚園等に
保育士または教諭として就職し、
継続して5年以上勤務した場合

貸付金の**全額**を**返還免除**します！

問合せ・申請書類提出先

〒290-8501

市原市国分寺台中央一丁目1番地1

市原市役所 子ども未来部 保育課

Tel:0436-23-9829

E-Mail:hoiku@city.ichihara.lg.jp



市原市内の保育園で働きませんか？ ～保育士さん向け支援制度について～

NEW!

最大
144万円
(月額3万円)

◎保育士養成修学資金貸付

保育士を目指して指定保育士養成施設に通う方に、
月額 3 万円の修学資金を貸し付けます！

千葉県¹の貸付制度(最大 160 万円)と併用できます！

月額
5.6万円
(上限)

◎宿舍借り上げ事業

保育士のために宿舍を借り上げている
市原市内の保育施設運営法人に対し、
補助を行っています。

◎保育士の処遇改善

月額3万円
給与に上乗せ

市原市内の保育施設に勤務する保育士に対し、
千葉県の制度である2万円に加え、
市原市が独自に1万円上乗せした合計3万円を
上限に補助金を交付しています。(施設経由で支給)

◎保育所入所の優先度UP

市原市内の認可保育施設、認可外保育施設、
幼稚園で、保育士、保育教諭、
幼稚園教諭として働く人のお子さんの
保育所入所を優遇します。

千葉県の貸付制度と併用ができます

保育士修学資金貸付

保育士を目指して通う方に、修学資金を貸し付けます。
入学準備金、就職準備金を加算することもできます。
県内の保育園などで、5年間継続して保育等の業務に
従事すると、貸付金の返還が免除されます。

就職準備金貸付

潜在保育士の方が、保育士として就職する際に、
準備費用を貸し付けます。
県内の保育園などで、5年間継続して保育等の業務に
従事すると、貸付金の返還が免除されます。

保育料の一部貸付

未就学児をもつ保育士が県内の保育園などに、
新たに就職、もしくは産休・育休から復帰する際に、
保育料の半額を貸し付けます。
県内の保育園などで、5年間継続して保育等の業務に
従事すると、貸付金の返還が免除されます。

千葉県の制度の詳細は
千葉県ウェブサイトをご覧ください。

